

# 岡山市学校 I C T活用支援業務委託 仕様書（案）

## 1. 委託名

岡山市学校 I C T活用支援業務委託

## 2. 目的

岡山市立学校に整備した I C T環境とデジタルドリルや授業支援ソフト等のデジタル学習ツールを活用し、効果的、効率的で質の高い授業を実現するとともに、指導する教職員の I C T活用指導力を高めることで、児童生徒の資質・能力の育成を図る。

## 3. 委託期間

契約期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

## 4. 履行場所

岡山市立小学校（小学校87校（分校含む）、中学校37校、義務教育学校1校、高等学校1校）  
（別紙 学校情報のとおり）

## 5. 委託内容

I C Tを活用した教育活動を支援するため、次の業務を行うこととする。

（ア）全ての教科・授業において、教員が積極的かつ効果的な I C T機器の活用を実現するための校内運用のアドバイスや学習教材の作成、授業における活用支援を行う。

※ I C T機器は、校務用パソコン、Chromebook、充電保管庫等を指す。

（イ）授業及び教育活動内において、児童生徒が積極的かつ効果的に1人1台端末を活用できるように操作支援を行う。

（ウ）Google Workspace for Education、Open Platform for Education、デジタル学習ツール等のアカウントの登録・設定を行う。なお、年度更新作業等の個人情報を含むアカウント等の設定は、教育委員会の指定した場所で、用意されたマニュアルに沿って、教職員の立ち合いのもと行う。

（エ） I C T機器、アプリケーション等の操作活用方法に関する企画を行い、教職員に対し、提案説明及び演習を行う。

※アプリケーションは、Google Workspace for Education、デジタル学習ツール等を指す。

（オ）授業準備・後片付け、授業中の I C T機器、アプリケーション等の操作支援、機器トラブル対応、児童生徒支援を行う。なお、児童生徒への支援については必ず教員が主指導を務めることとし、 I C T支援員は支援の立場として授業に入るようにすること。

（カ）デジタル教材作成支援を行う。作成した成果物は蓄積し、活用促進のために共有化する。また、実践事例の収集・整理、好事例の紹介を行う。

（キ）端末持ち帰りやオンライン授業に関する支援を行う。

- (ク) 校務の情報化に関わる支援を行う。
- (ケ) 必要に応じて、教育委員会が指示する業務支援を行う。

## 6. 遵守事項

受託者は、「5. 委託内容」を達成するため以下の項目を遵守して業務を行うこととする。

### ① ICT支援員の配置・管理

#### ア 訪問計画

- (ア) 委託期間中、1校あたり年間16回(月2回程度)の訪問を行うこと。(義務教育学校は年間32回)。ただし、学校から訪問日や訪問回数の変更について希望がある場合は、学校間の協議等により、他の学校へ振替をするなど可能な限り対応すること。
- (イ) 業務実施日は、月曜日から金曜日まで(祝祭日、年末年始・お盆休みを除く。)とすること。
- (ウ) 訪問時刻は、岡山市立小・中学校、義務教育学校は8時30分から17時00分、岡山市立高等学校は8時35分から17時05分の間で、訪問時間は1回3時間30分以上とする。
- (エ) 翌月の訪問予定を、前月の25日までに学校と調整すること。
- (オ) ICT支援員は担当校制とし、原則同一のICT支援員が訪問すること。ただし、勤務体制により同一のICT支援員が訪問できないときは、引継ぎを確実にすること。
- (カ) ICT支援員の病気等の事由により、訪問予定日に勤務できない場合は、速やかに担当校に連絡を行い、代替支援員、代替日などを調整すること。
- (キ) 天災、感染症等の事情で緊急的な休校(教職員の勤務なし)となった場合は、原則として代替日を設定する。ただしやむを得ない場合には、教育委員会と協議の上、ICT支援に寄与すると認められた活動(支援準備・教材作成等)により訪問の代替も可とする。

#### イ 管理業務

- (ア) 受託者は、ICT支援員が十分に学校の支援を行えるよう、ICT支援員とは別にICT支援員業務統括責任者を1名設けること。
- (イ) ICT支援員業務統括責任者は、全体を統括するコーディネーター的な役割を果たし、ICT支援員が十分に学校支援を行えるように、ICT支援員の管理、業務状況の把握、指示、指導、助言等の管理及びサポートを行うこと。
- (ウ) 業務委託期間中、ICT支援員の資質向上を図るため、ICT支援員業務統括責任者を中心に定期的な研修会を実施すること。

#### ウ ICT支援員の要件

- (ア) ICT支援員は、ICT機器やアプリケーションの知識・経験を有すると同時に、実践に役立つ知識・技術についての情報収集を意欲的かつ積極的に取り組み、ICTへの高い関心を持つ者であること。
- (イ) ICT支援員は、教職員、児童生徒と関わっていくうえで、適切なコミュニケーション能力を持ち合わせていること。
- (ウ) ICT支援員は、学校で業務を行う際に適切な言葉遣いや身なりに注意を払うこと。

(エ) ICT支援員は、教職員や児童生徒に対して、受け身ではなく、積極的に支援を行うこと。

## ②授業で活用するデジタル学習ツールの提供

### ア 共通事項

- (ア) 一斉学習・個別学習それぞれの学習場面で活用できるデジタルドリル及び授業支援ソフトを提供すること。
- (イ) ASP (クラウドサービス) によるサービス提供とし、以下の OS・ブラウザに対応していること。  
OS : Windows 10、11、iOS12.4.1またはiPadOS13以上、ChromeOS (最新バージョン)  
ブラウザ : Microsoft Edge (最新バージョン)、Google Chrome (最新バージョン)、Safari (最新バージョン)
- (ウ) 児童生徒一人一人がアカウントを取得して活用するものであること。
- (エ) 本市が運用する教育アカウント (Google アカウント) と紐づけて利用できること。
- (オ) 児童生徒が、小学校 (6年間)、中学校 (3年間) の学習データを振り返ることができること。
- (カ) ISO/IEC27001 及びプライバシーマーク認証を取得しているソフトウェアベンダが提供するシステムであること。
- (キ) 自社が管理するセンターに設置されたサーバーから、コンテンツを配信するサービスであること。
- (ク) 学校及び教育委員会を対象とした問合せ窓口があり、トラブル発生時を含め迅速な対応が可能であること。
- (ケ) 提供するデジタル学習ツールの理解を深めるためのマニュアルや動画 (操作方法・主要機能) 等のコンテンツの提供が可能であること。
- (コ) 提供するデジタル学習ツールを効果的に活用するための資料 (活用事例等) や研修コンテンツを提供できること。

### イ デジタルドリルの基本機能

- (ア) 収録されている教材は、小学校版で1～6年生の国語・算数・理科・社会の教科書単元に対応し、本市が採用する教科書内容に沿って検索ができること。中学校版は1～3年生の国語・数学・理科・社会・英語の教科書単元に対応し、本市が採用する教科書内容に沿って検索できること。また、児童生徒は当該学年以外の内容も検索できること。
- (イ) 収録されている教材は、小学校・中学校合わせて50,000問以上の問題を収録していること。
- (ウ) 児童生徒が解答した内容に対して自動採点を行うことができること。
- (エ) 児童生徒一人一人の学習状況や習熟度に応じて、個別最適化された問題が自動的に出題される機能を有すること。また、取り組み途中で中断しても、続きから始めることができる機能を有すること。
- (カ) 収録されている漢字問題では手書き認識エンジンを搭載し、児童生徒の字形や筆順に対して自動フィードバックを行うこと。

- (キ) 選択肢(単答)、選択肢(複答)、数値入力等の回答パターンを有し、問題特性に応じた回答パターンを表示すること。
- (ク) 児童生徒の学習成果物(取り組んだ問題、取り組んだ数、取り組んだ時間、正答率など)は、児童生徒別の学習成果物確認画面に一元的に整理され、普段の指導や学期を通じた評価等に活用することができること。
- (ケ) 教員が、児童生徒の取り組む状況をリアルタイムに把握でき、机間指導等に生かすことができる仕組みを有すること。
- (コ) 教員が、児童生徒に対してコメントを配信できる機能があること。
- (サ) 授業内容の理解状況を把握するためのテスト(確認テスト)が出題できること。
- (シ) 教員は、児童生徒の学習成果物を CSV ファイル等で書き出し、評価等に活用することができること。
- (ス) 市内における転校の際に、学習データを転出先と転入先のアカウント間で引き継ぐことができること。
- (セ) ソフトウェア内で管理している学習履歴や名簿データの抽出が可能であること。

#### ウ 授業支援ソフトの基本機能

- (ア) 児童生徒個人が思考検討する個人専用画面を保有し、個人専用画面上に各種カードの配置やペン等で描画を行うことができること。
- (イ) 個人専用画面上に配置するカードの種類としてテキスト、ペイント、図形、画像、音声、動画等を挿入することができること。
- (ウ) ソフト上で作成したカード同士をつなぎ合わせ、プレゼンテーションを行うことができる機能を有すること。
- (エ) 教員が資料や学習課題を児童生徒へ配付したり、児童生徒が成果物を提出したりする機能を有すること。
- (オ) 教員が児童生徒の取組を把握して、児童生徒同士の考えをつないだり、児童生徒が考えをまとめた資料を大型提示装置に映し出して発表したりする機能を有すること。
- (カ) 教員が自分自身の画面を学級内の児童生徒に対して、本ソフト画面をリアルタイムに画面共有を行うことができること。
- (キ) 児童生徒が自分自身の画面を教職員、学級内の他の児童生徒に対して、本ソフト画面の共有を行うことができること。
- (ク) 教員は、児童生徒が提出したカードを一覧で表示し、必要に応じて拡大表示や比較表示を行うことができること。
- (ケ) 教員は、児童生徒が提出したカードを一覧表示、拡大表示、比較表示する画面に対して、ペン描画を行うことができること。
- (コ) 児童生徒が作成した成果物の学習データを日付や単元名など様々な名称で保存ができること。
- (サ) 教員が管理者として、児童生徒の学習履歴を確認できること。
- (シ) ソフトウェア内で管理しているデータの抽出が可能であること。
- (ス) 児童生徒の学年や学級が設定できること。

## 7. 実施計画

- (1) 受託者は、業務開始にあたり実施計画書を教育委員会に提出して承認を受けなければならない。  
実施計画を変更する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得ること。
- (2) 実施計画書には、次に掲げる事項を記載すること。
  - ・業務実施体制（業務従事者の氏名、訪問校）
  - ・業務スケジュール
  - ・業務内容
  - ・その他、業務実施にあたって必要な事項
- (3) ICT支援員の変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- (4) 受託者は、教育委員会が前月29日までに提出する翌月の業務依頼書（研修内容、授業支援をする学年・学級・使用する機能等）により、業務を行うものとする。

## 8. 実施状況報告

- (1) 受託者は、履行期間中、毎日の委託業務の実施状況について、教育委員会が認める様式に従って「委託業務完了通知書」及び「実績報告書(月次)」、「相談対応報告書(月次)」を作成し、翌月20日までに教育委員会に提出すること。ただし、3月の「委託業務完了通知書」及び「実績報告書(月次)」は、令和7年3月31日(日)までに提出すること。
- (2) 業務の実施にあたり作成した成果物等に係る著作権は受託者が保有することとするが、事前に協議の上、教育委員会も成果物等を使用、又は複製し、公表することができる。
- (3) 教職員を対象としたICT支援員の業務に係るアンケートを年3回実施し、教育委員会に提出すること。

## 9. 委託料の支払い

- (1) 受託者は、履行期間中、毎月の委託業務の実施状況に係る報告書（「委託業務完了通知書」及び「実績報告書(月次)」、「相談対応報告書(月次)」）を提出し、教育委員会の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、前項の検査に合格したときは、教育委員会に対し委託料の月額に係る支払請求書を提出することができる。
- (3) 委託料の月額は、契約金額を12月で除して得た額とし、契約金額を12月で除して得た額に1円未満の端数が生じる場合は、初回支払月の月額に加算する。
- (4) 教育委員会は、適正な請求書を受理したときは、その日から30日以内に当該請求額を支払うものとする。

## 10. その他

- (1) 適正な委託業務の履行に必要な打合せを随時教育委員会と行うこととする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、受託者と教育委員会の協議により決定する。
- (3) 本件委託業務の履行に際しては、岡山市教育情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、業務上知り得た情報の持ち出し、目的外利用、第三者への開示及び譲渡等は一切行わないこと。
- (4) 受託者は、契約書作成に合わせて「市の保有する個人情報の取扱い委託に関する覚書」を締結し、個人情報保護の重要性を認識して業務を実施すること。

## 学 校 情 報

## 小学校（85校、分校2校）

番号	学校名	住所	電話番号
001	足 守	北区足守789番地	295-0058
002	伊 島	北区伊島町一丁目6番6号	252-2251
003	中 山	北区一宮702番地	284-0014
004	御 南	北区今保243番地3	243-2461
005	蛭 明	北区大井360番地	295-0142
006	大 元	北区大元上町9番43号	241-8562
007	野 谷	北区栢谷259番地1	294-3609
008	鯉 山	北区吉備津1444番地	287-3024
009	岡 南	北区岡南町二丁目4番5号	225-3526
010	石 井	北区寿町2番8号	252-5151
011	三 門	北区下伊福西町5番37号	252-2721
012	清 輝	北区新道1番地	225-4875
013	福 渡	北区建部町川口1302番地	722-2111
014	建 部	北区建部町富沢366番地	722-0073
015	竹 枝	北区建部町吉田1504番地	722-0818
016	牧 石	北区玉柏2108番地	228-0036
017	大 野	北区大安寺南町二丁目8番36号	252-1722
018	鹿 田	北区大供表町16番50号	225-4646
019	津 島	北区津島本町19番1号	253-3250
020	加 茂	北区津寺517番地	287-2077
021	馬屋上	北区富吉2944番地2	294-3602
022	御 野	北区中井町一丁目6番34号	225-3675
023	西	北区中仙道一丁目18番20号	241-0936
024	平 津	北区檜津738番地1	284-0010
025	吉 備	北区庭瀬256番地	293-0002
026	桃 丘	北区芳賀5111番地22	284-7668
027	陵 南	北区東花尻241番地1	292-0023
028	馬屋下	北区松尾105番地1	284-0407
029	御 津	北区御津字垣1212番地	724-1721
030	五 城	北区御津新庄3055番地	724-0404
031	御津南	北区御津野々口1616番地	724-1131
032	庄 内	北区三手336番地2	287-2014

033	岡山中央	北区弓之町9番27号	234-7750
034	横井	北区横井上178番地	294-2303
035	旭東	中区門田屋敷本町1番17号	272-5168
036	旭操	中区倉富160番地	276-2371
037	高島	中区国府市場131番地	275-0069
038	竜之口	中区四御神266番地	279-4675
039	幡多	中区高屋254番地	272-1776
040	三勲	中区徳吉町一丁目1番21号	272-3141
041	財田	中区長岡58番地2	279-0022
042	宇野	中区原尾島一丁目9番1号	272-5281
043	平井	中区平井四丁目19番52号	277-7204
044	富山	中区福泊233番地	277-7221
045	操南	中区藤崎45番地	277-7127
046	操明	中区藤崎721番地3	276-0331
047	旭竜	中区八幡8番地1区	275-0130
048	可知	東区可知一丁目83番地2	942-3555
049	西大寺南	東区金岡西町435番地1	942-2074
050	開成	東区金田1524番地	948-2042
051	古都	東区古都宿453番地1	279-0616
052	角山	東区才崎389番地	297-2378
053	西大寺	東区西大寺上一丁目19番21号	942-2155
054	豊	東区西大寺川口130番地2	942-2800
055	芥子山	東区西大寺松崎97番地	943-8570
056	城東台	東区城東台西三丁目6番3号	208-6430
057	御休	東区西祖179番地	297-2031
058	江西	東区瀬戸町江尻1399番地2	952-0033
059	千種	東区瀬戸町鍛冶屋391番地	953-0604
060	雄神	東区富崎218番地	942-3237
061	浮田	東区沼1725番地	297-2017
062	平島	東区東平島1293番地	297-3037
063	政田	東区政津850番地	948-3406
064	甲浦	南区飽浦250番地	267-2306
065	芳田	南区泉田408番地	241-6900
066	浦安	南区浦安本町95番地	264-7469
067	灘崎	南区片岡1091番地	362-0052
068	迫川分校	南区迫川1094番地	362-0568
069	七区	南区北七区61番地3	362-0171

070	小 串	南区小串3379番地	269-2014
071	福 田	南区古新田1095番地	282-1136
072	妹 尾	南区妹尾1353番地	282-1170
073	曾 根	南区曾根139番地2	298-2006
074	福 島	南区立川町3番37号	264-3151
075	興 除	南区中畦593番地	298-2010
076	南 輝	南区南輝三丁目6番9号	263-5800
077	東 疇	南区東畦656番地2	282-0900
078	彦 崎	南区彦崎2642番地	362-1179
079	平 福	南区平福一丁目7番1号	263-7621
080	福 浜	南区福富東一丁目1番1号	262-0145
081	第一藤田	南区藤田349番地	296-2877
082	第二藤田	南区藤田595番地	296-3129
083	第三藤田	南区藤田1757番地	296-2479
084	芳 泉	南区芳泉三丁目2番3号	264-6706
085	ひばり分校	南区泉田四丁目8番10号	265-1230
086	芳 明	南区万倍1番地	241-4005
087	箕 島	南区箕島2384番地	282-0279
合 計			

中学校（37校）

番号	学校名	住所	電話番号
001	足 守	北区大井360番地	295-0250
002	岡 輝	北区岡町12番17号	224-0358
003	中 山	北区辛川市場159番地	284-0038
004	石 井	北区下伊福上町10番9号	252-1165
005	高 松	北区高松原古才30番地	287-2052
006	建 部	北区建部町建部上734番地	722-0517
007	御 南	北区田中581番地	241-3357
008	京 山	北区津島京町一丁目7番1号	254-2797
009	岡 北	北区津島東一丁目1番1号	252-3256
010	吉 備	北区庭瀬103番地	293-0003
011	岡山中央	北区蕃山町6番10号	225-0151
012	桑 田	北区東島田町二丁目3番35号	224-5836
013	御 津	北区御津宇垣1227番地	724-0541
014	岡山後楽館	北区南方一丁目3番15号	226-7100
015	香 和	北区吉宗590番地	294-2009



016	竜 操	中区赤田188番地1	272-9696
017	操 山	中区国富三丁目11番1号	272-2248
018	高 島	中区賞田190番地1	275-2882
019	緑ヶ丘	中区平井二丁目2572番地	272-5025
020	操 南	中区藤崎130番地2	277-7281
021	東 山	中区御幸町13番3号	272-2168
022	富 山	中区海吉1462番地5	277-2812
023	旭 東	東区大多羅町276番地	942-2644
024	上 南	東区金田722番地	948-3403
025	西大寺	東区西大寺上一丁目20番60号	942-3818
026	瀬 戸	東区瀬戸町瀬戸444番地	952-0027
027	上 道	東区南古都714番地	297-2004
028	光南台	南区飽浦390番地	267-2046
029	灘 崎	南区片岡770番地	362-0073
030	妹 尾	南区妹尾1212番地	282-1144
031	福 南	南区築港ひかり町10番35号	264-5490
032	芳 田	南区当新田468番地1	241-0533
033	興 除	南区中畦589番地4	298-2034
034	藤 田	南区藤田400番地	296-2126
035	芳 泉	南区芳泉三丁目2番1号	264-9081
036	福 浜	南区三浜町二丁目3番26号	262-1178
037	福 田	南区山田544番地3	282-0370
合 計			

義務教育学校（1校）

番号	学校名	住所	電話番号
001	山南学園	東区北幸田509番地1	946-8102

高等学校（1校）

番号	学校名	住所	電話番号
001	岡山後楽館	北区南方一丁目3番15号	226-7100